

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 和島美枝子

## 奈良県人事委員会規則第十一号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

**第一条** 会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和二年一月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号ア中「第六項」を「第五項」に改め、「から、報酬基礎月額に条例第十一条の二及び条例附則第二十二項に定める割合（以下「地域手当支給割合」という。）を乗じて得た額を減じて得た額」を削る。

第九条第一号イ中「地域手当支給割合」を「条例第十二条の二及び条例附則第二十二項に定める割合（以下「地域手当支給割合」という。）」に改める。

第十七条第一項第一号及び第二号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同項第三号中「百分の九十七・五」を「百分の百」に改める。

附則に次の二項を加える。

（令和七年四月分から同年十二月分までの会計年度任用職員の報酬等）

8 会計年度任用職員のうち、任期の定めが三月を超えない者又は勤務時間が、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分未満の者（いざれも任用の事情を考慮して任命権者が特に必要と認める者を除く。）に支給する令和七年四月分から同年十二月分までの報酬、給料及び手当については、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年十二月奈良県条例第十五号。以下「令和七年改正給与条例」という。）第一条の規定による改正前の条例、令和七年改正給与条例第四条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例、令和七年改正給与条例第六条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び令和七年改正給与条例第八条の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例並びに宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則（令和七年十二月奈良県人事委員会規則第五号）の規定による改正前の宿日直手当に関する規則、通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（令和七年十二月奈良県人事委員会規則第八号）第一条の規定による改正前の通勤手当に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（令和七年

十二月奈良県人事委員会規則第十一号) 第一条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与等に関する規則の規定に基づき算定する。

**第二条** 会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「三千円」を「五千円」に改める。

第十七条第一項第一号及び第二号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同項第三号中「百分の百」を「百分の九十八・七五」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この規則中第一条の規定は令和七年十二月二十五日から、第二条の規定は令和八年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定(第十七条第一項の規定を除く。) 令和七年四月一日

二 第一条の規定による改正後の規則第十七条第一項の規定 令和七年十二月一日